

3-1 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 ガイドライン作成委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、ガイドライン作成委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業のガイドラインに関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および15名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) H. pylori 感染の診断と治療のガイドラインの作成と改訂
- 2) ガイドラインについての追補や Q&A の作成
- 3) ガイドライン普及のための事業
- 4) ガイドラインに関する他学会との調整

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-2 一般社団法人日本ヘリコクター学会 学会誌編集委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、学会誌編集委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の 機関誌及び図書等の発行 に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および20名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 学会誌の企画、編集、発行
- 2) 投稿論文の査読、採否決定
- 3) その他の図書等の発行

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-3 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 役員等選考委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、役員等選考委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の『当法人の目的を達成するために必要な事業』に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および8名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 役員（理事・監事）候補の選定と理事会への上申（定款 第31条）
- 2) 当番会長候補の選定と理事会への上申（定款 第43条）
- 3) 代議員候補の審査と理事会への上申（学会細則 第4条）

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-4 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 社会保険委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、社会保険委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業のうち、ヘリコバクターピロリ感染症診療の保険収載に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および20名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 社会保険委員会委員から委員を2名程度選出して、内科系学会社会保険連合に参画する。
- 2) ヘリコバクターピロリ診療において必要であるが保険適応となっていない診断・治療に関する事項の保険収載を目指し、内保連や審査情報提供事例審議委員会等を通じて申請する。
- 3) 公知申請など、必要に応じて企業と共同して活動する。
- 4) 正確な情報を発信しながら、保険承認された診断と治療の普及と適切な運用に努める。
- 5) 年に1回以上、委員会を開催する。必要に応じて電子媒体による会議も可とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-5 一般社団法人日本ヘリコプター学会 定款等委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、定款等委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の 定款、規程、細則、内規、申し合わせ等の制定および改廃 に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および 5名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 定款の改廃に関する検討、審議
- 2) 諸規程等の制定および改廃に関する検討、審議
- 3) 諸規程等の定款との整合性に関する検討、審議
- 4) その他、定款および諸規程に関する必要な事項

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-6 一般社団法人日本ヘリコプター学会 総務委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、総務委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本学会の運営、活動、広報の全般に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

1) 他委員会の所管に属さない学会事業遂行に必要な事業の企画、立案を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-7-1 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 認定医制度委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、認定医制度委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業のうち認定医制度に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

1) 本学会認定医制度の円滑な遂行

(下部組織)

第8条 本委員会の下部組織として以下の部会を置く。

1) 試験問題作成部会

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

2 この規程は、平成31年3月20日に一部改正する。

3-7-2 一般社団法人日本ヘリコクター学会 試験問題作成部会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、認定医制度委員会の下部組織として試験問題作成部会（以下「本部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部会は、認定医制度のうち認定医認定試験問題の作成を行う。

(部会組織)

第3条 本部会は、委員長1名および20名以内の部会委員で構成する。

2 部会長は、必要に応じて部会委員の中から副部会長を置くことができる。

(部会長)

第4条 本部会部会長は、認定医制度委員の中から認定医制度委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する

(副部会長及び部会委員)

第5条 副部会長及び部会委員は、部会長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本部会部会長、副部会長及び部会委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(部会の業務)

第7条 本部会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

1) 本学会認定医制度のうち認定医試験の問題作成を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本部会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

2 この規程は、平成31年3月20日に一部改正する。

3-8 一般社団法人日本ヘリコプター学会 生涯教育委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、生涯教育委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の生涯教育に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 学術集会時の教育講演会の企画・運営
- 2) 生涯教育に関連する講演会・セミナーの企画・開催
- 3) 市民公開講座などの一般向け教育企画と運営

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-9 一般社団法人日本ヘリコプター学会 財務委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、財務委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および5名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 予算編成、決算書作成
- 2) 理事長の命に基づいた財産管理、運用等

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-10 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 倫理委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の会員懲罰および学会活動における倫理審査に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および若干名以内の委員で構成する。
委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 本会の名誉を著しく傷つける会員の行為に対する懲罰審議。
- 2) 学術集会発表および学会機関誌投稿における倫理面の規定の設定。具体的には「人を対象とする医学系臨床研究に関する倫理指針」、「臨床研究法」および「個人情報保護方針」を遵守する。
但し、会員個々の研究についての倫理審査は当面担当しない。
- 3) 学会主導自主研究の倫理審査、但し、主導施設 他 における倫理審査を前提とする。
- 4) 委員会で必要と判断したその他の事項の審議。

なお、これらの業務の具体的な運用規則は委員会で独自に設定できる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年3月20日に一部改正する。

3-11 一般社団法人日本ヘリコプター学会 利益相反委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、利益相反（COI）委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の学術集会、講演会、機関誌、図書等の発行その他の学会活動に関わるCOIに関する業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および5名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) COIに関する指針、細則を作成し、理事会に提出する。
- 2) 必要に応じて指針、細則の改訂を行う。
- 3) 重大な利益相反状態が会員に生じた場合、利益相反の自己申告が不適切であった場合などにおいて、細則に従って適正な対応を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-12 一般社団法人日本ヘリコプター学会 学会賞選考委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコプター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、学会賞選考委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の学術集会、講演会等の開催に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 学術集会最優秀賞・優秀賞の選考
- 2) 学術賞の選考
- 3) 学会賞選考委員会規程および学会賞選考に関する内規の検討

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月8日に一部改正する。
- 3 この規程は、平成31年3月20日に一部改正する。

3-13 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 国際委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、国際委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業のうち日本国外と関連を持つ業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 日韓ヘリコバクター感染ジョイントシンポジウムに関する運営（注：日本で開催する際には、日韓、韓国で開催する際には、韓日と命名）
- 2) 日本国外の研究組織もしくは研究者と本学会が共同で企画する事業の運営
- 3) その他、本学会が企画する日本国外での活動にかかわる運営

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年3月20日に一部改正する。

3-14 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 広報委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業のヘリコバクター・ピロリ菌に関する広報に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および8名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 学会のホームページの作成と維持
- 2) ヘリコバクター・ピロリ菌に関する情報処理
- 3) ポスター作成および出版物の刊行等
- 4) その他、除菌治療の啓発及び感染予防の普及に関する事業
- 5) その他、外部団体への広報・宣伝に関する事業

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-15-1 一般社団法人日本ヘリコバクター学会研究推進委員会 除菌レジストリー委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、研究推進委員会の小委員会として除菌レジストリー委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の *H. pylori* 除菌による胃癌予防の registry による研究推進に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

- 2 委員長は、必要に応じて外部委員として非会員専門家を置くことができる。
非会員委員の謝礼は、委員長が決定し、財務委員長および理事長の了承を得て決定する。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) *H. pylori* 除菌による胃癌予防の registry によるデータベースの作製
- 2) 除菌による胃癌予防の registry によるデータベースの管理・運営
- 3) 除菌による胃癌予防の registry によるデータベースによる研究推進

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-15-2 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 研究推進委員会 胃癌リスク評価に資する抗体法適正化委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、研究推進委員会の小委員会として胃癌リスク評価に資する抗体法適正化委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の胃癌リスク評価に資する抗体検査に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および15名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 胃癌リスク評価に資する抗体価の検討
- 2) 各種抗体測定キット別の評価

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。

3-15-3 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 研究推進委員会 若年者ヘリコバクター感染に関する委員会規程

(設置)

第9条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、研究推進委員会の小委員会として若年者ヘリコバクター感染に関する委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第10条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の若年者におけるヘリコバクター・ピロリ感染に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第11条 本委員会は、委員長1名および10名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第12条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第13条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第14条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第15条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 若年者におけるヘリコバクター・ピロリ除菌のレジストリーによるデータベースの作製・管理・運用・研究推進
- 2) 若年者ヘリコバクター感染に関する研究推進
- 3) その他の若年者ヘリコバクター感染に関する事項

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成31年3月20日から施行する。

3-16 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 耐性菌サーベイランス委員会規程

(設置)

第1条 本会は、一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款（以下「定款」という。）第42条に基づき、耐性菌サーベイランス委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第2条に規定する事業の薬剤耐性菌の全国調査・研究に関わる業務を行う。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、委員長1名および15名以内の委員で構成する。

2 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

(委員長)

第4条 本委員会委員長（担当理事）は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(副委員長及び委員)

第5条 副委員長及び委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 本委員会委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第7条 本委員会の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 1) 全国の薬剤耐性菌のサーベイランスの動向調査を行う。
- 2) 各種感受性試験の精度の検討を行う。
- 3) 各種抗菌薬に対する感受性株、耐性株の標準化を行う。
- 4) ヘリコバクター学会雑誌や英文誌への論文化を定期的に行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年9月9日から施行する。